

報道関係者 各位

令和5年10月4日（水）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 松山 雅彦

室長補佐 松下 真一

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

鹿児島県最低賃金街頭キャンペーンを実施します！

～確認しよう、最低賃金！～

鹿児島県最低賃金が897円（現行853円を44円引き上げ）に改定され、10月6日から適用となるのに合わせ、鹿児島労働局（局長 中所 照仁）は、鹿児島県、労使団体等の協力を得て、鹿児島中央駅周辺において街頭キャンペーンを実施します。

1 趣 旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を確保することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

しかしながら、最低賃金額は賃金や物価等の動向に応じてほぼ毎年改定されており、適用される最低賃金額を知らない事業主や労働者が少なからず存在していることに加え、県内では最低賃金額近傍の労働者が少なくない状況です。

また、今回の改定は、853円から897円と過去最高の引上幅となり、中小企業・小規模事業場への支援が強く求められているところです。

このため、「確認しよう、最低賃金！」をキャッチフレーズに、改定後の鹿児島県最低賃金額（897円）を広く県民へ周知し、併せて、8月31日より拡充された業務改善助成金等の支援策の周知を図ることで、最低賃金制度に対する関係者の理解を促し、業務改善助成金等の支援策の利用促進を図るものです。

2 街頭キャンペーンの日時・場所

令和5年10月5日（木） 午前7時30分～午前8時30分（終了予定）

JR鹿児島中央駅東口広場

3 実施内容

J R鹿児島中央駅東口広場で、主催者挨拶、参加団体の紹介を行った後、最低賃金額（897円）及び業務改善助成金等を広くアピールするため、東口構内通路周辺で、各団体の協力を得て、周知用カード入りポケットティッシュを配布する。

4 参加・協力機関

鹿児島労働局、鹿児島県、鹿児島県経営者協会、鹿児島県商工会連合会、鹿児島県中小企業団体中央会、連合鹿児島、鹿児島働き方改革推進支援センター

5 当日の進行

- ① 鹿児島労働局長より挨拶
- ② 参加団体の紹介
- ③ ポケットティッシュ配布（約1時間 無くなり次第終了）
※終了予定時刻は、午前8時30分を予定しています。

6 その他

取材を希望される場合は、事前に賃金室（099-223-8278）担当者までご連絡ください。